

組合事務所を 便宜供与しないのは 不当労働行為だ！

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 山田 佳臣 殿

JR東海労申第4号
2010年8月9日

JR東海労働組合
中央執行委員長 淵上 利和



組合事務所の便宜供与の申し入れ

本部及び新幹線地本の組合事務所の便宜供与について、執拗に申し入れを行ってきたにもかかわらず、会社はこの間一貫して「東京地区には場所がない」と主張し、組合事務所の便宜供与を行ってこなかった。しかし組合の調査で便宜供与可能な箇所が存在することが明らかになった。東京地区においては他労組に組合事務所の便宜供与をしているにもかかわらず、JR東海労働組合には便宜供与を行わないことは不当労働行為であり、断じて認められない。

下記の通り申し入れるので、速やかに協議し便宜供与を行うこと。また便宜供与が行われない場合は、法的措置を取る用意があることを併せて通告する。

記

1. 有楽町～新橋間の新幹線高架下「西銀座JRセンター」内において便宜供与可能な部屋が存在する。速やかに組合事務所として便宜供与すること。

以上

他労組に複数の便宜供与をしておいて
「場所がない」は差別だ！

「申4号」で組合事務所の
便宜供与を申し入れました！